

水産庁船舶専用岸壁陸電設備電気供給業務仕様書

- 1 目 的 水産庁船舶専用岸壁で使用する電気を需要に応じて供給することを目的とする。
- 2 需要場所 水産庁船舶専用岸壁（鳥取県境港市栄町65番地先）
- 3 業種及び用途 船舶
- 4 仕様 供給電力に占める再生可能エネルギー電気の割合は40%以上とすること。なお、再生可能エネルギーであることを証明する証書等は、以下のとおりとする。
- ・自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで電源が特定できる非化石証書（再エネ指定）
 - ・非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気由来の証書であってFIT非化石証書及びトラッキング付非FIT非化石証書（再エネ指定）、グリーンエネルギー証書（電力）、再生可能エネルギー電気由来のJ-クレジット

また、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、当所へ書面（様式自由）で提出することとする。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 供給電気方式 | 交流3相3線式 |
| (2) 供給電圧 | 6,600V |
| (3) 計量電圧 | 6,600V |
| (4) 標準周波数 | 60Hz |
| (5) 受電容量・台数 | 500kVA |
| (6) 供給方式 | 一回線方式 |
| (7) 予定契約電力 | 141kW |
| (8) 予定使用電力量 | 245,654kWh
(月別の予定使用電力量は別紙1のとおり。) |
| (9) 予定力率 | 100% |
| (10) 電力量等の検針 | 自動検針装置
有（スマートメーター） |
| (11) 需給地點 | 需要場所構内引込口に水産庁の施設した
6,600V高圧区分開閉器電源側接続点 |

(12) 電気工作物の財産分界点 需要場所構内引込口に水産庁の施設した 6,600V 高圧区分開閉器電源側接続点

(13) 保安上の責任分界点 電気工作物の財産分界点に同じ

5 契約期間
自 令和 8年 4月 1日 0:00
至 令和 9年 3月 31日 24:00

6 応札者の条件

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売り電気事業の登録を受けている者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、別添4「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に記載の条件を満たすこと。

7 電気料金の算定方法

電気料金の算定は、次に掲げる方法により行うものとする。

電気料金の計算は、次の①—1、①—2、①—3 及び①—4 を合計して得た金額とする。

①—1 基本料金

契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。

①—2 電力量料金

契約ごとに月ごとに電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

①—3 燃料費等調整額

各月の燃料費等調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定緒言に準じる、もしくは受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費等調整額には当該地位を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

①—4 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は当該地

域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

② 単価の単位

単価の単位は1円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。

② 消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

8 協議

詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、当所担当職員と必要に応じて打ち合わせを行い対応するとともに、本業務について疑義が生じた場合には、直ちに当所担当職員と協議して対応するものとする。

9 その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 船舶には発電設備（600kVA×2台、65kVA×1台）を有している。
- (3) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのない他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、燃料費調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (4) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
 - エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
 - オ 国が政府契約の支払い遅延防止法等に関する法律(昭和24年法256号)第8条第1項により計算した遅延利息の額が百円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。